様式第5号（第5条関係）　　　　　　　（表）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| №  一本松公園バンガロー利用券  年　　月　　日  　利用代表者  　　　　　　　　　　　　　殿  宇美町長  　下記のとおりご利用下さい。  記 | | | |
|  | バンガローの指定 | 1　2　3　4　5　6　7　8　9　10  11　12　13　14　15　16　17　18　19　20  21　22　23　24　25  計　　　　棟 |  |
| 利用期間 | 年　　月　　日　午後零時から  年　　月　　日　午前10時まで　　泊　　日 |
| 摘要 |  |
| **※利用上の注意を裏面に記載しておりますので、必ずご覧ください。** | | | |

（裏）

利用上の注意

⑴ 建物内の照明用に火気以外の照明器具をご持参ください。（コンセントはございません。）

⑵ バンガローのカギの受け渡しは管理棟で行います。

利用当日に利用券を必ずご持参ください。利用券と引換えにカギをお渡しします。

⑶ 建物にキズ・落書き等を加えないでください。（原形復旧費用を請求いたします。）

⑷ 建物、設備等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに報告してください。

⑸ 指定した以外のバンガローを無断で使用しないでください。

⑹ 建物内で火気を使用しないで下さい。またキャンプファイヤーは山林火災防止のため禁止しています。

⑺ 調理・炊飯等は、所定の場所以外では絶対にしないでください。

⑻ 動物を連れての宿泊は禁止します。

⑼ 他人の迷惑になる行為、後に利用する人に迷惑になる行為は絶対にしないでください。

⑽ 利用時間は特に厳守してください。

⑾ 利用後は清掃し、ごみを持ち帰ってください。（当公園にはごみ箱は設置しておりません。）

⑿ 小・中学校の児童、生徒の利用は成人に引率される場合に限ります。

⒀ 公園内での事故については、利用者の責任とする。町は一切の責任を負わないものとする。

⒁ 使用料は還付出来ません。ただし、自己の責によらない場合、又は町が相当の理由があると認

める時は､次の区分に応じ、定めた額を還付します。

①利用者の責めに帰する事が出来ない理由で施設の利用が出来なくなった場合。

**・使用料の額の全部**

②使用料を納付した者が施設を利用しようとする日の10日前までに当該利用の許可の取り消しを申し出た場合。

**・使用料の額の全部**

③使用料を納付した者が施設を利用しようとする日の3日前までに当該利用の許可の取り消しを申し出た場合。

**・使用料の額の半分**

※予約当日の利用が困難になった場合、他の日に振り替える事も可能です。

ただし、その場合、利用できるバンガローの位置等は変わる可能性があります。

また、振り替えた利用の許可を更に取消し又は変更（棟数減少）する場合、利用料は返金いたしません。

⒂ その他巡視員の指示に従ってください。

**お問い合わせ**

　　宇美町役場